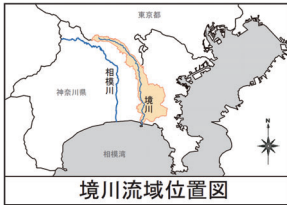


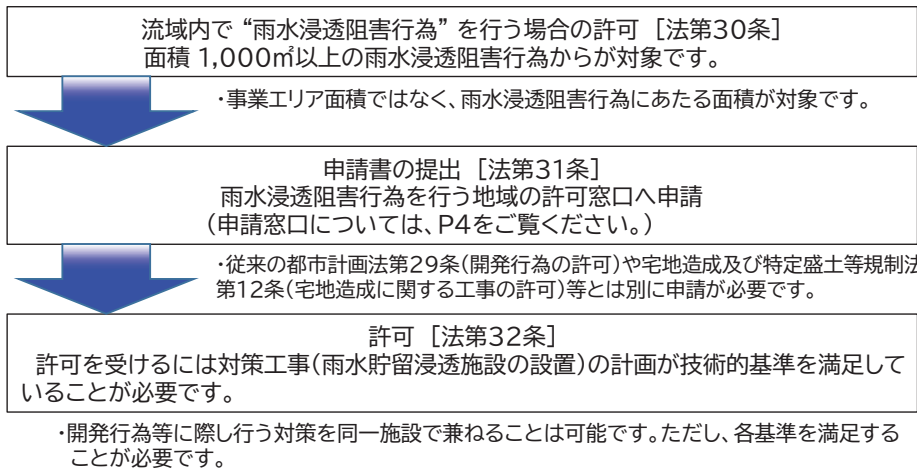
二級河川境川流域は「特定都市河川浸水被害対策法」※の適用流域です(平成26年6月1日～)。

これにより、水害に強いまちづくりを目指して、主に次の取組を進めます。

- 近年全国で多発する集中豪雨の発生なども踏まえ、河川管理者、下水道管理者、流域の地方公共団体は、連携を強化して一体的な「流域水害対策計画」を共同で策定し、更に安全性を高める浸水対策(河川改修、下水道整備、雨水貯留浸透施設整備など)を進めます。[法第4条]
- 適用流域内において、現在の安全性を最低限維持、また、少しずつでも高めるために、次のような規制や努力義務などが設けられます。
 - 流域内の住民・事業者は雨水を貯留浸透させる努力 [法第5条、第40条]
 - 新たに“雨水浸透阻害行為(面積:1,000㎡以上)”を行う場合の許可の取得(雨水の流出を抑制する最小限の対策を実施) [法第30条](雨水浸透阻害行為については、P2をご覧ください。)
 - 既存の雨水の流出抑制機能をもつ防災調整池の保全[法第47条](法第44条には、別途防災調整池ごとに都県知事、市長が保全調整池としての指定を可能とする条項もあります。)



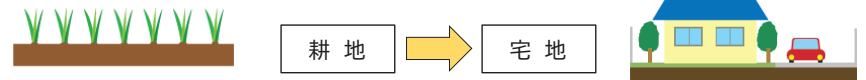
許可を要する事項 (法律の条文は、P3をご覧ください)



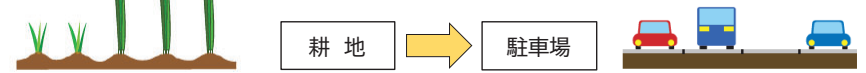
※「特定都市河川浸水被害対策法」(平成15年法律第77号)は、平成16年5月15日に施行された法律です。この法律により、都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、特定都市河川及び特定都市河川流域として指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、雨水の流出を抑制するための規制、都市洪水想定区域の指定等、浸水被害の防止のための対策の推進を図ります。また、令和3年11月1日には、改正法(令和3年法律第31号による改正)が施行され、都市部における洪水等に対する防災・減災対策を総合的に推進するため、特定都市河川の指定対象の拡大、特定都市河川流域における一定の開発行為等に対する規制の導入、雨水貯留浸透施設の整備計画に係る認定制度の創設等の措置が講じられました。

■許可を必要とする雨水浸透阻害行為の具体例

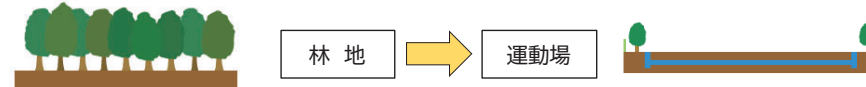
- 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



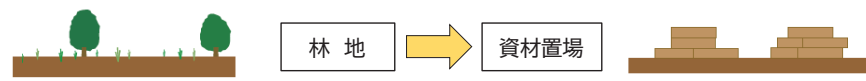
- 土地の舗装



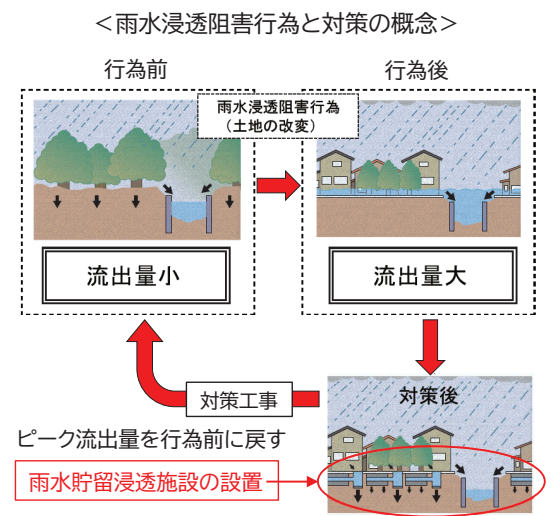
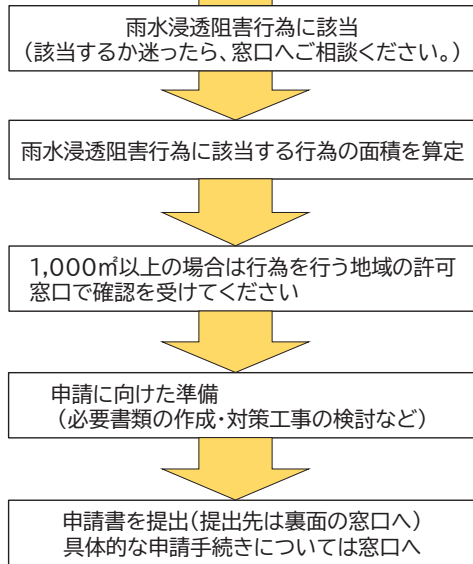
- 排水施設を伴うゴルフ場、運動場の設置



- ローラー等により土地を締め固める行為



従来の土地の形質を改変するような行為は、雨水浸透阻害に該当します。
注) 「宅地等」に含まれる土地 : 宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場
「宅地等」以外の土地 : 山地、林地、耕地、原野

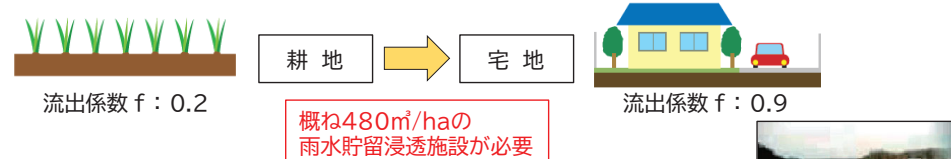


ホームページアドレス
◇法律の概要、法律・政令・省令について
国土交通省 水管理・国土保全局 特定都市河川ポータルサイト
<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/portal.html>
◇雨水貯留浸透施設の貯留容量や浸透施設の規模などを算定するシステムについて
国土交通省 水管理・国土保全局
https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/chouseichi/index.html

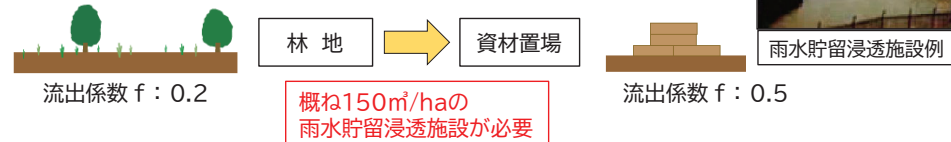
■雨水浸透阻害行為における対策工事の例

次のような1ha規模(=10,000m²規模)の雨水浸透阻害行為を行った場合の対策工事は概ね以下ようになります。

①「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



② ローラー等により土地を締め固める行為



■特定都市河川浸水被害対策法 条文 (抜粋)

(雨水浸透阻害行為の許可)

第三十条 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、次に掲げる行為(流域水害対策計画に基づいて行われる行為を除く。以下「雨水浸透阻害行為」という。)であって雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして政令で定める規模以上のものをする者は、あらかじめ、当該雨水浸透阻害行為をする土地の区域に係る都道府県(当該土地の区域が指定都市等の区域内にある場合にあっては、当該指定都市等)の長(以下この節において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 一 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- 二 土地の舗装(コンクリート等の不透水性の材料で土地を覆うことをいい、前号に該当するものを除く。)
- 三 前二号に掲げるもののほか、土地からの流出雨量(地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。以下同じ。)を増加させるおそれのある行為で政令で定めるもの

(申請の手続)

第三十一条 前条の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。

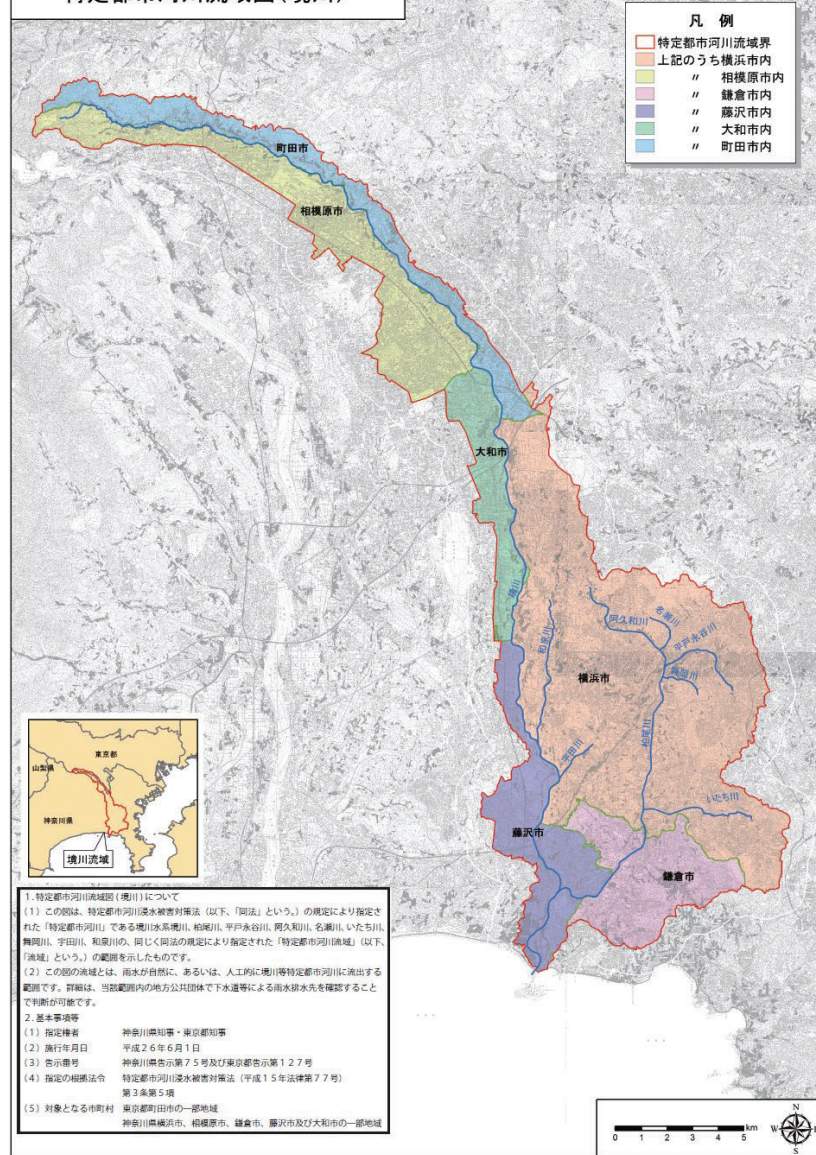
- 一 雨水浸透阻害行為をする土地の区域(以下「行為区域」という。)の位置、区域及び規模
- 二 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画
- 三 雨水貯留浸透施設の設置に関する工事その他の行為区域からの雨水浸透阻害行為による流出雨量の増加を抑制するため自ら施行しようとする工事(以下「対策工事」という。)の計画
- 四 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

(許可の基準)

第三十二条 都道府県知事等は、第三十条の許可の申請があったときは、その対策工事の計画が、当該行為区域における雨水浸透阻害行為による流出雨量の増加を抑制するために必要な措置を政令で定める技術的基準(次条の条例が定められているときは、当該条例で定める技術的基準を含む。第三十八条第二項及び第三項、第三十九条第一項並びに第四十一条第一項第四号において同じ。)に従い講じたものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

特定都市河川流域図(境川)



■特定都市河川浸水被害対策法の適用に関する問い合わせ先

- ◇神奈川県県土整備局河川下水道部河港課 TEL : 045-210-6479
- ◇東京都都市整備局都市基盤部調整課 TEL : 03-5388-3298

■雨水浸透阻害行為の許可申請窓口

- ◇東京都町田市での許可:東京都都市整備局都市基盤部調整課 TEL : 03-5388-3386
- ◇横浜市での許可:横浜市下水道河川局河川部河川流域管理課 TEL : 045-671-2898
- ◇相模原市での許可:相模原市都市建設局道路部河川課 TEL : 042-769-8273
- ◇鎌倉市・藤沢市での許可:神奈川県藤沢土木事務所許認可指導課 TEL : 0466-26-2111
- ◇大和市での許可:大和市環境施設農政部下水道・河川施設課 TEL : 046-260-5465